

令和9年度

徳島県立特別支援学校
高等部生徒募集選抜要項

令和9年度徳島県立特別支援学校高等部入学者選抜関係日程

1 月		
日	曜	事 項
1	金	
2	土	
3	日	
4	月	
5	火	
6	水	
7	木	
8	金	
9	土	
10	日	
11	月	
12	火	
13	水	
14	木	
15	金	
16	土	
17	日	
18	月	
19	火	
20	水	みなと高等学園願書受付
21	木	
22	金	
23	土	
24	日	
25	月	
26	火	
27	水	特別支援学校（みなとを除く）願書受付
28	木	
29	金	
30	土	
31	日	

2 月		
日	曜	事 項
1	月	
2	火	みなと高等学園検査日
3	水	
4	木	
5	金	
6	土	みなと高等学園結果通知
7	日	
8	月	
9	火	特別支援学校（みなとを除く）検査日
10	水	
11	木	
12	金	
13	土	
14	日	特別支援学校（みなとを除く）結果通知
15	月	
16	火	
17	水	
18	木	
19	金	
20	土	
21	日	
22	月	
23	火	
24	水	
25	木	
26	金	
27	土	
28	日	

3 月		
日	曜	事 項
1	月	
2	火	
3	水	
4	木	
5	金	みなと高等学園第2次募集選抜願書受付
6	土	
7	日	
8	月	みなと高等学園第2次募集選抜願書受付
9	火	
10	水	
11	木	
12	金	
13	土	
14	日	
15	月	
16	火	みなと高等学園第2次募集選抜
17	水	
18	木	
19	金	
20	土	みなと高等学園第2次募集選抜結果通知
21	日	
22	月	
23	火	
24	水	
25	木	
26	金	
27	土	
28	日	
29	月	
30	火	
31	水	

令和９年度徳島県立特別支援学校高等部生徒募集選抜要項

徳島県立特別支援学校の高等部（徳島県立みなと高等学園を除く）、高等部専攻科、徳島県立みなと高等学園の令和９年度入学者選抜は、この要項によって実施する。

《 高等部（徳島県立みなと高等学園を除く） 》

[日 程]

事 項	日 時
願 書 受 付 期 間	令和９年１月２７日（水）から１月２９日（金）まで 受付時間は午前９時から午後４時までとし、最終日は正午までとする。
検 査 日	令和９年２月９日（火）
選抜結果の通知日	令和９年２月１４日（日）

第１ 募 集

１ 実 施 校

学 校 名	学 科
徳島県立徳島視覚支援学校	普 通 科
	手技療法科
徳島県立徳島聴覚支援学校	普 通 科
	理 容 科
	産業情報科
徳島県立板野支援学校	普 通 科
徳島県立国府支援学校	普 通 科
徳島県立鴨島支援学校	普 通 科
徳島県立ひのみね支援学校	普 通 科
徳島県立阿南支援学校	普 通 科
	生活科学科
	産業工芸科
徳島県立阿南支援学校ひわさ分校	普 通 科
徳島県立池田支援学校	普 通 科
徳島県立池田支援学校美馬分校	普 通 科

2 出願資格

出願資格者は、次の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつ、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 22 条の 3 に規定する者とする。（別記 1、110 ページ）

- (1) 令和 9 年 3 月に特別支援学校中学部若しくは中学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込又は修了見込の者
- (2) 中学校を卒業又は修了した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 95 条各号のいずれかに該当する者

第 2 出 願

1 出願の制限

- (1) 県外に居住する者で、一家転住等の特別な事情があつて、本県の特別支援学校を志願する場合は、別記 3（112 ページ）により、手続きを行わなければならない。
- (2) 2 以上の特別支援学校に出願することはできない。ただし、徳島県立みなと高等学園については併願することができる。
- (3) 志願先特別支援学校にある学科を、志望順に記して出願することができる。
- (4) 出願後、志望校又は志望学科を変更することはできない。

2 受付期間

入学願書等の受付期間は、1 月 27 日(水)から 1 月 29 日(金)までとする。なお、受付時間は午前 9 時から午後 4 時までとし、最終日は正午までとする。

郵送により提出する場合は、書留速達・親展で、1 月 29 日(金)正午までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印のあるものは受け付ける。

3 出願の手続等

(1) 志願者による手続

ア 志願者は、次の書類等を、中学校長を経由して志願先特別支援学校長に提出する。

- (ア) 入学願書（様式第 28 号）
- (イ) 受検票（志願先特別支援学校が指定する様式）
- (ウ) 選抜結果通知用封筒（様式第 30 号）

封筒の所定の位置に 460 円分の切手（料金改定があった場合は、改定後の料金分の切手）を貼ること。

- (エ) 志願先特別支援学校長が実施要領に定める書類

イ 特別な理由により、高等学校又は特別支援学校高等部に在籍のまま志願する者は、在籍校の校長の承認を受け、上記アに示された書類のほか、在籍志願承認書（様式第 33 号）を出身中学校長を経由して志願先特別支援学校長に提出する。

ウ 令和 2 年度以前に中学校を卒業した者は、上記ア、イに示された書類等を作成する。作成した書類等は直接、志願先特別支援学校長に提出する。

エ 「第 1 募集 2 出願資格(3)」による者は、上記アに示された書類に加えて、高等学校への入学資格の証明書及び最終学校又は認定試験の成績証明書を添えて、直接、志願先特別支援学校長に提出する。

(2) 中学校長による手続

中学校長は、志願者から提出された書類等のほか、調査書を作成し、志願先特別支援学校長に提出する。令和 3 年度以降に中学校を卒業した志願者については、調査書を作成する。

(3) 特別支援学校長による措置

ア 各特別支援学校長は、受検票と調査書については要項において示された標準様式（様式第 29 号、様式第 31 号）をもとに、志願者の状況に応じた様式を作成する。

イ 各特別支援学校長は、所定の期間内の午前 9 時から午後 4 時（最終日は正午）までの間、出願書類を受け付ける。天災地変などやむを得ない場合のほかは、期間外及び時間外の受付は認めない。また、郵送によるものも、受付最終日の正午までに到着しなければならないが、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

ウ 各特別支援学校長は、提出された受検票に受検番号を記入し、契印及び写真への割印を施した上、中学校長を経由して志願者に交付する。なお、令和 2 年度以前に中学校を卒業した者、又は「第 1 募集 2 出願資格(3)」による者には、直接、受検票を交付する。

エ 各特別支援学校長は、入学願書受付締切後、速やかに学科別志願者数を徳島県教育委員会（以下「委員会」という。）に報告する。

(4) その他

ア 出願書類請求先
志願先特別支援学校

イ 入学考査料
入学考査料は無料とする。

第3 調査書の取扱い

調査書の記載事項については、選抜の資料として用いるものとする。

第4 検 査

1 検査の内容

志願者全員に対して、面接などの検査を実施することとし、検査の内容は実施校ごとに定める。

2 検査問題の作成

検査問題の作成に当たっては、次のことに留意するものとする。

- (1) 学校・学科の特色、受検者の実態等を考慮した問題の作成に努めること。
- (2) 受検者の普段の学習に過重な負担をかけないように十分配慮すること。

3 検査の実施

(1) 検査期日

2月9日(火)

なお、各特別支援学校が実施する検査時間割の詳細は、実施校ごとに定める。

(2) 実施会場

ア 志願先特別支援学校

イ 各特別支援学校長が指定した場所（高等部入学後に訪問教育を受ける予定の生徒に限る。）

(3) 受検者数の報告

各特別支援学校長は、検査当日の学科別受検者数を速やかに委員会に報告する。

(4) 結果の処理

各特別支援学校長は、検査終了後直ちに、各特別支援学校で実施した検査の採点等を行い、その処理の厳正をはからなければならない。

第5 追 検 査

検査の当日、急病、交通事故、天災その他やむを得ない理由で欠席した場合、追検査をもって、検査に代えることができる。追検査を希望する者は、2月9日(火)までに、追検査願（様式第34号）と欠席した理由を証明する書類を、中学校長を経由して志願先特別支援学校長に提出し、承認を得るものとする。なお、令和2年度以前に中学校を卒業した者、又は「第1 募集 2 出願資格(3)」による者は、直接、志願先特別支援学校長に提出し、承認を得るものとする。

実施期日については、各特別支援学校が定める。

各特別支援学校長は、追検査受検者数を委員会に報告する。

第6 選抜の方法

各特別支援学校長は、調査書、各特別支援学校において実施した検査の結果などを資料とし、総合的に判定して選抜する。

第7 選抜結果の通知等

- 1 各特別支援学校長は、2月14日(日)、受検者に選抜の結果を簡易書留郵便により通知するとともに、受検者の出身中学校長に通知する。
- 2 各特別支援学校長は、速やかに学科別合格者数を委員会に報告し、3月31日(水)までに、志願者・合格者名簿(様式第37号)、受検者・合格者数集計表(様式第38号)及び受検者・合格者状況調査表(様式第39号)及び学力検査等状況表(様式第40号)を委員会に報告する。

第8 その他

- 1 出願を取り消す者が出た場合は、中学校長等は、速やかに出願取消届(様式第35号)を当該志願者の志願先特別支援学校長に提出しなければならない。
- 2 入学を辞退する者が出た場合は、中学校長等は、速やかに入学辞退届(様式第36号)を当該志願者の志願先特別支援学校長に提出しなければならない。
- 3 令和2年度以前に中学校を卒業した者、又は「第1 募集 2 出願資格(3)」による者が上記1又は2に該当する場合は、速やかに出願取消届(様式第35号)又は入学辞退届(様式第36号)を直接志願先特別支援学校長に提出しなければならない。
- 4 各特別支援学校の募集定員は、別に定める。
- 5 海外帰国生徒等の選抜については、委員会と協議して、弾力的に取り扱うことができる。
- 6 入学者選抜に係る個人情報の開示は、別記4(113ページ)によるものとする。
- 7 この要項に定めるもののほか、入学者選抜に必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、徳島県教育委員会教育長が定める。

《 高等部専攻科 》

[日 程]

事 項	日 時
願 書 受 付 期 間	令和 9 年 1 月 27 日(水)から 1 月 29 日(金)まで 受付時間は午前 9 時から午後 4 時までとし、最終日は正午 までとする。
検 査 日	令和 9 年 2 月 9 日(火)
選抜結果の通知日	令和 9 年 2 月 14 日(日)

第 1 募 集

1 実 施 校

学 校 名	学 科
徳島県立徳島視覚支援学校	手技療法科
	鍼灸手技療法科
徳島県立徳島聴覚支援学校	理容科

2 出願資格

(1) 徳島視覚支援学校

出願資格者は、次のアからウのいずれかに該当し、かつ、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 22 条の 3 に規定する視覚障害者とする。（別記 1、110 ページ）

ア 令和 9 年 3 月に特別支援学校高等部若しくは高等学校若しくは中等教育学校の後期課程（以下「高等学校」という。）を卒業見込の者

イ 高等学校を卒業した者

ウ 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 150 条各号のいずれかに該当する者

(2) 徳島聴覚支援学校

徳島県立徳島聴覚支援学校高等部理容科を令和 9 年 3 月に卒業見込、又は卒業した者、及び徳島県立聾学校高等部理美容科理容コース、徳島県立聾学校高等部理容科を卒業した者。

第2 出 願

1 出願の制限

- (1) 県外に居住する者で、一家転住等の特別な事情があつて、本県の特別支援学校を志願する場合は、別記3(112 ページ)により、手続きを行わなければならない。
- (2) 2以上の特別支援学校に出願することはできない。
- (3) 志願先特別支援学校にある学科を、志望順に記して出願することができる。ただし、徳島県立徳島視覚支援学校高等部手技療法科を令和9年3月に卒業見込、又は卒業した者、及び徳島県立盲学校高等部保健理療科、徳島県立盲学校高等部手技療法科を卒業した者は、徳島県立徳島視覚支援学校高等部専攻科手技療法科に出願することはできない。
- (4) 出願後、志望校又は志望学科を変更することはできない。

2 受付期間

入学願書等の受付期間は、1月27日(水)から1月29日(金)までとする。なお、受付時間は午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとする。

郵送により提出する場合は、書留速達・親展で、1月29日(金)正午までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印のあるものは受け付ける。

3 出願の手続等

(1) 志願者による手続

志願者は、次の書類等を志願先特別支援学校長に提出する。

ア 入学願書(様式第28号)

イ 調査書

志願先特別支援学校指定の様式を使用し、出身学校長が作成したもの。

令和3年度以降に高等学校を卒業した志願者については、調査書を作成する。ただし、令和2年度以前に高等学校を卒業した者(平成15年4月1日以前に出生した者)については、調査書を作成する必要はない。

ウ 受検票(志願先特別支援学校が指定する様式)

エ 選抜結果通知用封筒(様式第30号)

封筒の所定の位置に460円分の切手(料金改定があつた場合は、改定後の料金分の切手)を貼ること。

オ 志願先特別支援学校長が実施要領に定める書類

(2) 特別支援学校長による措置

ア 各特別支援学校長は、受検票と調査書については要項において示された標準様式(様式第29号、様式第31号)をもとに、志願者の状況にあつた様式を作成する。

イ 各特別支援学校長は、所定の期間内の午前9時から午後4時（最終日は正午）までの間、出願書類を受け付ける。天災地変などやむを得ない場合のほかは、期間外及び時間外の受付は認めない。また、郵送によるものも、受付最終日の正午までに到着しなければならないが、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

ウ 各特別支援学校長は、提出された受検票に受検番号を記入し、契印及び写真への割印を施した上、志願者に交付する。

エ 各特別支援学校長は、入学願書受付締切後、速やかに学科別志願者数を委員会に報告する。

(3) その他

ア 出願書類請求先
志願先特別支援学校

イ 入 学 考 査 料
入学検査料は無料とする。

第3 調査書の取扱い

調査書の記載事項については、選抜の資料として用いるものとする。

第4 検 査

1 検査の内容

志願者全員に対して、面接などの検査を実施することとし、検査の内容は実施校ごとに定める。

2 検査問題の作成

検査問題の作成に当たっては、次のことに留意するものとする。

- (1) 学校・学科の特色、受検者の実態等を考慮した問題の作成に努めること。
- (2) 受検者の普段の学習に過重な負担をかけないように十分配慮すること。

3 検査の実施

(1) 検査期日

2月9日(火)

なお、各特別支援学校が実施する検査時間割の詳細は、実施校ごとに定める。

(2) 実施会場

志願先特別支援学校

(3) 受検者数の報告

各特別支援学校長は、検査当日の学科別受検者数を速やかに委員会に報告する。

(4) 結果の処理

各特別支援学校長は、検査終了後直ちに、各特別支援学校で実施した検査の採点を行い、その処理の厳正をはからなければならない。

第5 追 検 査

検査の当日、急病、交通事故、天災その他やむを得ない理由で欠席した場合、追検査をもって、学力検査等に代えることができる。追検査を希望する者は、2月9日(火)までに、追検査願(様式第34号)と欠席した理由を証明する書類を志願先特別支援学校長に提出し、承諾を得るものとする。

実施期日については、各特別支援学校において定める。

各特別支援学校長は、追検査者数を委員会に報告する。

第6 選 抜 の 方 法

各特別支援学校長は、調査書、実施した検査の結果などを資料とし、特別支援学校高等部専攻科での教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

第7 選 抜 結 果 の 通 知 等

- 1 各特別支援学校長は、2月14日(日)、受検者に選抜の結果を簡易書留郵便により通知する。
- 2 各特別支援学校長は、速やかに学科別合格者数を委員会に報告し、3月31日(水)までに、志願者・合格者名簿(様式第37号)、受検者・合格者数集計表(様式第38号)及び受検者・合格者状況調査表(様式第39号)及び学力検査等状況表(様式第40号)を委員会に報告する。

第8 そ の 他

- 1 出願を取り消す者は、速やかに出願取消届(様式第35号)を志願先特別支援学校長に提出しなければならない。
- 2 入学を辞退する者は、速やかに入学辞退届(様式第36号)を志願先特別支援学校長に提出しなければならない。
- 3 各特別支援学校の募集定員は、別に定める。
- 4 海外帰国生徒等の選抜については、委員会と協議して、弾力的に取り扱うことができる。
- 5 入学者選抜に係る個人情報の開示は、別記4(113ページ)によるものとする。
- 6 この要項に定めるもののほか、入学者選抜に必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、徳島県教育委員会教育長が定める。

《 徳島県立みなと高等学園 》

I 第1次募集選抜

[日 程]

事 項	日 時
願 書 受 付 期 間	令和9年1月20日(水)から1月21日(木)まで 受付時間は午前9時から午後4時までとし、最終日は午後1時までとする。
検 査 日	令和9年2月2日(火)
選抜結果の通知日	令和9年2月6日(土)

第1 募 集

1 募集学科及び募集定員

募 集 学 科	募 集 定 員
商業ビジネス科	8名
情報デザイン科	8名
生産サービス科	8名
流通システム科	8名

2 出願資格

(1) 商業ビジネス科・情報デザイン科

出願資格者は、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項（別記2、111ページ）及び、発達障害者支援法の施行について（平成17年文科初第16号厚生労働省発障第0401008号）に照らして相当であると認められた者（別記2、111ページ）に規定する発達障害者のうち、次のアからウのいずれかに該当し、かつ、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3（別記1、110ページ）に規定する病弱者とする。なお、病弱者については、心身症、精神疾患等により継続的な医療又は生活規制が必要な者とする。

ア 令和 9 年 3 月に特別支援学校中学部若しくは中学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込又は修了見込の者

イ 中学校を卒業又は修了した者

ウ 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 95 条各号のいずれかに該当する者

(2) 生産サービス科・流通システム科

出願資格者は、発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 2 条第 1 項（別記 2、111 ページ）及び、発達障害者支援法の施行について（平成 17 年文科初第 16 号厚生労働省発障第 0401008 号）に照らして相当であると認められた者（別記 2、111 ページ）に規定する発達障害者のうち、次のアからウのいずれかに該当し、かつ、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 22 条の 3（別記 1、110 ページ）に規定する知的障害者とする。

ア 令和 9 年 3 月に中学校を卒業見込又は修了見込の者

イ 中学校を卒業又は修了した者

ウ 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 95 条各号のいずれかに該当する者

第 2 出 願

1 出願の制限

- (1) 県外に居住する者で、一家転住等の特別な事情があつて、本県の特別支援学校を志願する場合は、別記 3 (112 ページ)により、手続きを行わなければならない。
- (2) 商業ビジネス科又は情報デザイン科を志望する者は、当該 2 科を志望順に記して出願することができる。
- (3) 生産サービス科又は流通システム科を志望する者は、当該 2 科を志望順に記して出願することができる。
- (4) 出願後、志望学科を変更することはできない。

2 受付期間

入学願書等の受付期間は、1 月 20 日(水)から 1 月 21 日(木)までとする。なお、受付時間は午前 9 時から午後 4 時までとし、最終日は午後 1 時までとする。

郵送により提出する場合は、書留速達・親展で、受付最終日の午後 1 時までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印のあるものは受け付ける。

3 出願の手続等

(1) 志願者による手続

ア 志願者は、次の書類等を、中学校長を経由してみなと高等学園校長に提出する。

(ア) 入学願書（様式第 28 号）

(イ) 受検票（みなと高等学園が指定する様式）

(ウ) 選抜結果通知用封筒（様式第 30 号）

封筒の所定の位置に 460 円分の切手（料金改定があった場合は、改定後の料金分の切手）を貼ること。

(エ) 障がい又は疾患があることを証明する医師の診断書、療育手帳の写し等、みなと高等学園校長が実施要領に定める書類

イ 特別な理由により、高等学校又は特別支援学校高等部に在籍のまま志願する者は、在籍校の校長の承認を受け、上記アに示された書類のほか、在籍志願承認書（様式第 33 号）を出身中学校長を経由してみなと高等学園校長に提出する。

ウ 令和 2 年度以前に中学校を卒業した者は、上記ア、イに示された書類等を作成する。作成した書類等は直接、みなと高等学園校長に提出する。

エ 「第 1 募集 2 出願資格 (1) 商業ビジネス科・情報デザイン科 ウ」又は「第 1 募集 2 出願資格 (2) 生産サービス科・流通システム科 ウ」による者は、上記アに示された書類に加えて、高等学校への入学資格の証明書及び最終学校又は認定試験の成績証明書を添えて、直接、みなと高等学園校長に提出する。

(2) 中学校長による手続

中学校長は、志願者から提出された書類等のほか、調査書を作成し、みなと高等学園校長に提出する。令和 3 年度以降に中学校を卒業した志願者については、調査書を作成する。

(3) みなと高等学園校長による措置

ア みなと高等学園校長は、受検票と調査書については要項において示された標準様式（様式第 29 号、様式第 31 号）をもとに、志願者の状況に応じた様式を作成する。

イ みなと高等学園校長は、所定の期間内の午前 9 時から午後 4 時（最終日は午後 1 時）までの間、出願書類を受け付ける。天災地変などやむを得ない場合のほかは、期間外及び時間外の受付は認めない。また、郵送によるものも、受付最終日の午後 1 時までに到着しなければならないが、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

ウ みなと高等学園校長は、提出された受検票に受検番号を記入し、契印及び写真への割印を施した上、中学校長を経由して志願者に交付する。なお、令和2年度以前に中学校を卒業した者、又は「第1募集 2 出願資格 (1) 商業ビジネス科・情報デザイン科 ウ」及び「第1募集 2 出願資格 (2) 生産サービス科・流通システム科 ウ」による者には、直接、受検票を交付する。

エ みなと高等学園校長は、入学願書受付締切後、速やかに学科別志願者数を委員会に報告する。

(4) その他

ア 出願書類請求先

みなと高等学園

イ 入学考査料

入学考査料は無料とする。

第3 調査書の取扱い

調査書の記載事項については、選抜の資料として用いるものとする。

第4 検 査

1 検査の内容

志願者全員に対して、学力検査、面接などの検査を実施することとし、検査の内容はみなと高等学園校長が定める。

2 検査問題の作成

検査問題の作成に当たっては、次のことに留意するものとする。

- (1) 学校・学科の特色、受検者の実態等を考慮した問題の作成に努めること。
- (2) 受検者の普段の学習に過重な負担をかけないように十分配慮すること。
- (3) 問題の程度は、商業ビジネス科・情報デザイン科については、中学校卒業程度、生産サービス科・流通システム科については、より基礎的な程度とする。

3 検査の実施

(1) 検査期日

2月2日(火)(徳島県公立高等学校の育成型選抜及び連携型選抜検査日と同日)

なお、検査時間割の詳細は、みなと高等学園校長が定める。

(2) 実施会場

みなと高等学園

(3) 受検者数の報告

みなと高等学園校長は、検査当日の学科別受検者数を速やかに委員会に報告する。

(4) 結果の処理

みなと高等学園校長は、検査終了後直ちに、実施した検査の採点等を行い、その処理の厳正をはからなければならない。

第5 選抜の方法

みなと高等学園校長は、調査書、実施した検査の結果などを資料とし、総合的に判定して選抜する。

第6 選抜結果の通知等

- 1 みなと高等学園校長は、2月6日(土)、受検者に選抜の結果を簡易書留郵便により通知するとともに、受検者の出身中学校長に通知する。
- 2 みなと高等学園校長は、速やかに学科別合格者数を委員会に報告し、3月31日(水)までに、志願者・合格者名簿(様式第37号)、受検者・合格者数集計表(様式第38号)、受検者・合格者状況調査表(様式第39号)及び学力検査等状況表(様式第40号)を委員会に報告する。

第7 その他

- 1 徳島県立みなと高等学園入学者選抜の合格者は、徳島県公立高等学校の一般選抜に出願することはできない。
- 2 徳島県立みなと高等学園入学者選抜の合格者は、他の徳島県立特別支援学校高等部入学者選抜を受検することはできない。
- 3 出願を取り消す者が出た場合は、中学校長等は、速やかに出願取消届(様式第35号)をみなと高等学園校長に提出しなければならない。
なお、検査当日欠席する者が出た場合も同様に、中学校長等は、速やかに出願取消届(様式第35号)をみなと高等学園校長に提出しなければならない。
- 4 入学を辞退する者が出た場合は、中学校長等は、速やかに入学辞退届(様式第36号)をみなと高等学園校長に提出しなければならない。
- 5 令和2年度以前に中学校を卒業した者、又は「第1 募集 2 出願資格 (1) 商業ビジネス科・情報デザイン科 ウ」及び「第1 募集 2 出願資格 (2) 生産サービス科・流通システム科 ウ」による者が上記3又は4に該当する場合は、速やかに出願取消届(様式第35号)又は入学辞退届(様式第36号)を直接みなと高等学園校長に提出しなければならない。

- 6 海外帰国生徒等の選抜については、委員会と協議して、弾力的に取り扱うことができる。
- 7 入学者選抜に係る個人情報の開示は、別記 4 (113 ページ)によるものとする。
- 8 この要項に定めるもののほか、入学者選抜に必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、徳島県教育委員会教育長が定める。

Ⅱ 第 2 次募集選抜

第 1 次募集選抜において募集定員に満たない学科で、第 2 次募集選抜を実施することとし、次の記載事項以外は、第 1 次募集選抜に準じる。徳島県公立高等学校の育成型選抜、連携型選抜、一般選抜又は徳島県立みなと高等学園以外の徳島県立特別支援学校高等部入学者選抜の合格者は、受検することはできない。

1 受付期間

入学願書等の受付期間は、3 月 5 日(金)、3 月 8 日(月)の 2 日間とする。なお、受付時間は午前 9 時から午後 4 時までとし、最終日は午後 1 時までとする。

郵送により提出する場合は、書留速達・親展で、受付最終日の午後 1 時までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印のあるものは受け付ける。

2 検査期日

検査期日は、3 月 16 日(火)とする。

3 検査の内容

学校・学科の特色に応じて、みなと高等学園校長が検査内容を定める。

4 選抜結果の通知

通知日は、3 月 20 日(土)とする。

別記

別記 1

学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）

第 22 条の 3

法第 75 条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	障 害 の 程 度
視 覚 障 害 者	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴 覚 障 害 者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知 的 障 害 者	1 知的発達が遅延があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達遅延の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢 体 不 自 由 者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病 弱 者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 2 聴力の測定は、日本産業規格によるオーディオメータによる。

別記 2

発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）

第 2 条第 1 項

この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

発達障害者支援法施行令（平成 17 年政令第 150 号）

第 1 条

発達障害者支援法（以下「法」という。）第 2 条第 1 項の政令で定める障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他厚生労働省令で定める障害とする。

発達障害者支援法施行規則（平成 17 年厚生労働省令第 81 号）

発達障害者支援法施行令第 1 条の厚生労働省令で定める障害は、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く。）とする。

発達障害者支援法の施行について（平成 17 年文科初第 16 号厚生労働省発障第 0401008 号）

第 2 法の概要（1）定義について

（略）なお、てんかんなどの中枢神経系の疾患、脳外傷や脳血管障害の後遺症が、上記の障害を伴うものである場合においても、法の対象とするものである。（法第 2 条関係）

ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）

心理的発達の障害（F80-F89）

行動及び情緒の障害（F90-F98）

別記 3

県外から志願する者の手続

一家転住等の特別な事情があって、県外から県立特別支援学校を志願する者は、県外志願特例措置願（様式第 32 号）を徳島県教育委員会へ提出し、承認を受けなければならない。その手続については、次によるものとする。

1 手続方法

(1) 手続期間

ア 各特別支援学校高等部、高等部専攻科及びみなと高等学園（第 1 次募集選抜）
令和 8 年 12 月 7 日（月）～令和 9 年 1 月 4 日（月）

イ みなと高等学園（第 2 次募集選抜）

令和 9 年 2 月 12 日（金）～令和 9 年 2 月 26 日（金）

受付時間は午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

郵送により提出する場合は、書留速達で、受付最終日の午後 5 時までに必着とする。ただし、受付最終日の前日までの消印のあるものは受け付ける。

(2) 提出書類

ア 県外志願特例措置願

イ 返信用封筒（定形封筒〔長形 3 号 23.5 cm×12 cm〕に宛先を記入し、460 円分の切手〔簡易書留郵便とする。料金改定があった場合は、改定後の料金分の切手とする〕を貼付する。）

(3) 県外志願特例措置願の記入上の注意等

ア 「入学希望校及び学科」欄には、特別支援学校のうち、手続時点において、入学を希望する学校及び学科を記入すること。

イ 「理由」欄にはできるだけ具体的にその理由を記入すること。

ウ 緊急時の連絡のため、連絡先の電話番号を明記すること。（市外局番も必ず記入すること）

(4) 提出先・問合せ先

〒770-8570

徳島市万代町 1 丁目 1 番地

徳島県教育委員会 特別支援教育課 特別支援学校担当

電 話 088-621-3141

ファクシミリ 088-621-3056

2 各特別支援学校への出願について

承認された県外志願者は、委員会からの承認書を他の出願書類に添付して志願先特別支援学校に提出しなければならない。

入学者選抜に係る個人情報の開示

受検者は選抜の結果について、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年徳島県条例第 55 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、口頭による開示請求を行うことができる。

1 受付期間・受付時間

(1) 徳島県立みなと高等学園

令和 9 年 2 月 8 日(月)から 3 月 8 日(月)までの 1 月間とする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

(2) 各特別支援学校（徳島県立みなと高等学園を除く）

令和 9 年 2 月 15 日(月)から 3 月 15 日(月)までの 1 月間とする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 開示の内容

(1) 徳島県立特別支援学校高等部（徳島県立みなと高等学園を除く）における受検者本人の「学力検査の教科別得点」

(2) 徳島県立特別支援学校高等部専攻科における受検者本人の「学力検査の教科別得点」

(3) 徳島県立みなと高等学園における受検者本人の「学力検査の教科別得点」

3 受付場所等

開示の請求は、受検者が本人であることを確認できる書類（受検票等）を持参の上、受検した特別支援学校で行うものとする。

